

P T A 家庭教育支援会議規程

(名 称)

第 1 条 この組織は、沖縄県立八重山高等学校 P T A 家庭教育支援会議（以下「支援会議」という）と称し、愛称を「ふあすだてい相談室」とし、事務局を校内に置く。

(支援会議の目的)

第 2 条 支援会議は、本校 P T A を中心として家庭教育に困っている保護者からの相談に応える等の支援を行い、生徒の健全育成を目的に活動する。

(支援会議の構成)

第 3 条 支援会議の構成員（以下「委員」という）は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 生徒指導主任
- (4) 教育相談係
- (5) P T A 会長
- (6) P T A 副会長（1名）
- (7) P T A 福祉部長
- (8) P T A 母親委員長
- (9) 民生・児童委員
- (10) 学識経験者
- (11) 警察官
- (12) 渉外部（P T A 担当）



2 支援会議の下に支援チームを結成し、家庭教育を支援する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、P T A 選出の委員については総会から次の総会までの期間とする。

(役員)

第 5 条 支援会議に次の役員を置く。

- (1) 顧問（1人）
- (2) 会長（1人）
- (3) 副会長（2人）
- (4) 事務局（2人）

(任務)

第 6 条 役員は、次のとおりとする。

- 2** 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 3** 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は会長を代行する。
- 4** 事務局は会長の指示により、支援会議の事務を処理する。

(支援会議)

第 7 条 支援会議は必要に応じ開催し、会長がこれを召集する。

2 支援会議は、学校と地域の情報交換を行い、次の事項について決定する。

- (1) 支援対象、支援の内容・方法
- (2) 支援チームの編成（支援の内容によりその都度編成する）

3 支援会議は校長を通じて会議に必要な情報の提供、学校職員及び関係者の会議への出席を求めることができる。

4 支援チームの支援結果の報告を受け、その結果を分析・評価して新たな支援の方法等を決定する。

(支援チーム)

第 8 条 支援チームは、支援会議の決定により必要に応じて編成する。

2 支援チームは P T A の福祉部や学校の生徒指導部との連携のもとに、必要に応じて外部の専門機関の協力を得て、次のような支援活動を行う。

- (1) 家庭教育で困っている保護者への声かけと相談への対応及び支援
- (2) 問題行動のある生徒に対する声かけと相談などの活動
- (3) 自治会単位の地域懇談会の実施及び「たまり場」指導

(守秘義務)

第 9 条 委員はプライバシーに配慮し、支援会議の取り組みで得た個人情報に対して守秘義務を負う。

(報告と義務)

第 10 条 会長は支援会議の活動について、校長を通じて教育委員会に定期的に報告を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、支援会議で審議し、決定する。

附 則

この規程は、平成12年12月13日から施行する。

規程改正

第3条第1項、第5条第1項、第6条第4項、第7条第1項、第2項

この規程は、平成14年11月29日から施行する。

